

鳥取県公報

平成24年4月13日(金) 第8386号

毎週火・金曜日発行

			人
\Diamond	告	示	職員の研修に関する事務の委託に関する規約の変更
			(280) (職員人材開発センター)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
			障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定(281)(障がい福祉課)・・・・・4
			小型機船底びき網漁業の許可の申請期間 (282) (水産課)・・・・・・・・・・5
			一般国道の区域の変更(283)(道路企画課)・・・・・・・・・・・・・・5
			一般国道の供用の開始(284)(η)・・・・・・・・・・・・・・ 5
			森林病害虫の駆除命令(285)(東部総合事務所農林局)・・・・・・・・・・・・・・・6
			生産事業者の登録(286)(八頭総合事務所農林局)・・・・・・・・・・・・・・6
			土地改良区の役員の就退任 (2件) (287・288) (中部総合事務所農林局)・・・・・・7
			会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (289) (会計指導課)・・・・・・・8
\Diamond	選管	告示	選挙管理委員会の招集 (8)・・・・・・・・・・・・・・・8
\Diamond	教委	告示	定例教育委員会の招集(7)(教育総務課)・・・・・・・・・・・・・・9
\Diamond	公	告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(警察本部生活環境課)・・・・・・・・・9
\Diamond	調達:	公告	落札者の決定(警察本部会計課)・・・・・・・・・・・・・・・・10
\Diamond	雑	報	環境影響評価準備書の縦覧(環境立県推進課)・・・・・・・・・・・・11
			環境影響評価準備書説明会の開催 (η)・・・・・・・・・・・・・・12

示

鳥取県告示第280号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項及び同法第292条において準用する同項の規定に基づき、 鳥取市ほか18市町村、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合及び鳥取県西部広域行政管理組 合から受託している職員の研修に関する事務の委託に関する規約について次のとおり変更したので、同法第252 条の14第3項及び同法第292条において準用する同項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示 する。

平成24年4月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

別表の左欄に掲げる市町村、一部事務組合又は広域連合(以下「市町村等」という。)と鳥取県が同表の中欄 に掲げる日に締結した同表の右欄に掲げる規約の全部を次のとおり改める。ただし、「○○市(町村、広域行政 管理組合、広域連合)」とあるのは、それぞれ規約を締結する市町村等の名称と、「○○市(町村)長(管理者、 広域連合長)」とあるのは、それぞれ当該市町村等の長と、「市(町村)長(管理者、広域連合長)」とあるの は、当該市町村等が市である場合にあっては「市長」と、町である場合にあっては「町長」と、村である場合に あっては「村長」と、一部事務組合である場合にあっては「管理者」と、広域連合である場合にあっては「広域 連合長」とする。

○○市(町村、広域行政管理組合、広域連合)と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する 規約

(委託事務の範囲)

第1条 ○○市(町村、広域行政管理組合、広域連合)(以下「甲」という。)は、職員の研修に関する事務の 一部(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費の負担及び予算の執行)

- 第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とし、甲はあらかじめ、これを乙に交付するものと する。
- 2 前項の経費の額及び交付の時期は、鳥取県知事(以下「知事」という。)が、鳥取県職員人材開発センター 運営審議会の意見を聴き、○○市(町村)長(管理者、広域連合長)(以下「市(町村)長(管理者、広域連 合長)」という。)と協議して定める。この場合において、知事は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に 要する経費の見積書及び研修計画書を市(町村)長(管理者、広域連合長)に送付しなければならない。
- 第3条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において甲及び乙 の職員の研修経費並びに甲以外の職員研修受託事務に要する経費と合算して計上するものとする。
- 第4条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託事務の管理及び執行に要する経費に残額がある場合に おいては、これを翌年度における甲の委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものと する。この場合においては、知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速や かに市(町村)長(管理者、広域連合長)に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第5条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、 同時に当該決算の委託事務に関する部分を市(町村)長(管理者、広域連合長)に通知するものとする。

(連絡会議)

第6条 知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて市(町村)長(管理者、

広域連合長)と連絡会議を開くことができる。市(町村)長(管理者、広域連合長)の申出がある場合においても、同様とする。

(条例等改正の場合の措置)

- 第7条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を変更しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、市(町村)長(管理者、広域連合長)に通知しなければならない。
- 第8条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、 知事は、直ちに当該条例等を市(町村)長(管理者、広域連合長)に通知しなければならない。 (その他)
- 第9条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

附則

- 1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを 打ち切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しな ければならない。

別表

鳥取市	昭和32年1月25日	鳥取市 職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
	·	鳥取県
米子市	平成17年3月31日	米子市と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関す
		る規約
<u></u>	II刀手n 20/元 1 日 0 □ □	倉吉市 聯号の所依に関する東郊の東郊系式に関する担処
倉吉市 	昭和32年1月25日	職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約 鳥取県
145 H	III 4-00/F 1 F 05 F	境港市
境港市	昭和32年1月25日	職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約鳥取県
III Afa mer	ETT-00F O F OOF	岩美町 間になってなってなってなる。
岩美町	昭和32年3月30日	職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約 鳥取県
tte looren	BHT ook o Hook	若桜町 若桜町 ボローマックン 間 トマーナン・ファーナン・ファーナン・ファー
若桜町	昭和32年3月30日	職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約鳥取県
		智頭町 115 115 115 115 115 115 115 115 115 11
智頭町	昭和32年3月28日	職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約 鳥取県
八頭町	平成17年3月31日	八頭町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関す
		る規約
→ ++11 m→	BET-00 F 4 F 05 F	三朝町
三朝町	昭和32年1月25日	一が 職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約 鳥取県
湯梨浜町	平成16年10月1日	湯梨浜町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関
		する規約
琴浦町	平成16年9月1日	琴浦町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関す
		る規約
北栄町	平成17年10月1日	北栄町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関す
		る規約
	HHT-00H 0 H 00H	日吉津村
日吉津村	昭和32年3月30日	職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約鳥取県
大山町	平成17年3月28日	大山町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関す
		る規約

南部町	平成16年10月1日	南部町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関す
		る規約
伯耆町	平成17年1月1日	伯耆町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関す
		る規約
日南町	昭和32年1月25日	石見村 職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
☐ [+1] [m]	四和32年1万25日	鳥取県
	昭和32年1月25日	福栄村 職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
	нцино <u>г</u> тујго н	鳥取県
	昭和32年3月12日	伯南町 職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
	нцинов — 0 /1 12 н	鳥取県
	昭和32年3月13日	多里村 職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
	н _П /но2 о /) 10 н	鳥取県
	昭和32年1月25日	高宮村 職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
	н <u>п</u> лно2— 1 /1 20 д	鳥取県
日野町	昭和32年1月25日	根雨町 職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
	MENTOS 17/180 P	鳥取県
	昭和32年3月13日	黒坂町 職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	鳥取県
 江府町	昭和32年1月28日	江府町 職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約
1—713	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	鳥取県
鳥取県東部広域行政	昭和62年3月25日	鳥取県東部広域行政管理組合と鳥取県との間の職員の研修に
管理組合		関する事務の委託に関する規約
鳥取中部ふるさと広	平成10年5月1日	鳥取中部ふるさと広域連合と鳥取県との間の職員の研修に関す
域連合		る事務の委託に関する規約
鳥取県西部広域行政	昭和58年4月1日	鳥取県西部広域行政管理組合と鳥取県との間の職員の研修に
管理組合		関する事務の委託に関する規約

鳥取県告示第281号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したの で、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名	開設者の住所	指定自立支援医療	指定自立支援医療	自立支援医療の	指定年月日
又は名称	用政有の任例	機関の名称	機関の所在地	種類	11年十月日
クオール株式	東京都港区虎	いずみ薬局	米子市皆生温泉一	育成医療、更生	平成24年3月
会社	ノ門四丁目3		丁目12-22	医療、精神通院	1 目
代表取締役	- 1			医療	
中村 勝					
株式会社大陽	倉吉市上井27	淀江調剤薬局	米子市淀江町佐陀		平成24年4月
堂薬局	- 1		1400	,,	1 目
代表取締役				"	
廣瀬 満昭					

有限会社たむ	鳥取市西町三	みやなが薬局	鳥取市宮長13-7		平成24年4月
ら薬局	丁目311			"	2 日
代表取締役				"	
下田 宗人					
有限会社徳吉	鳥取市吉成南	徳吉薬局さかえま	鳥取市栄町210		平成24年4月
薬局	町一丁目27-	ち		,,	4 日
代表取締役	9			"	
徳吉 公司					
有限会社エフ	鳥取市秋里923	アイ・プラス薬局	鳥取市南隈163-3		平成24年4月
エムエルサー	- 7	南隈店			11日
ビス				"	
代表取締役					
下田 哲也					

鳥取県告示第282号

鳥取県海面漁業調整規則(昭和40年鳥取県規則第46号)第9条第2項の規定に基づき、漁業法(昭和24年法律 第267号)第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業の許可の申請期間を平成24年4月13日から同月20日まで と定めたので、同規則第9条第3項の規定により告示する。

平成24年4月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第283号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年4月13日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

平成24年4月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

政 ú 友	変更	区間	敷地の幅員	敷地の延長
路線名	前後別	区間	(メートル)	(メートル)
	変更前	日野郡江府町大字下蚊屋字三平490-1地先か	6.9~134.0	2, 356. 0
	多 文 刊	ら同町大字御机字新開661-2地先まで		
482号	変更後	日野郡江府町大字下蚊屋字三王原402-41地先	6. 9~82. 3	2, 189. 0
4025		から同町大字御机字細谷744-12地先まで	0. 9 62. 3	2, 169. 0
		日野郡江府町大字下蚊屋字三平490-1地先か	14.5~124.4	1 000 0
		ら同町大字御机字新開661-2地先まで	14. 5, ~124. 4	1, 990. 0

鳥取県告示第284号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり国道の供用を開始するので、同項の

規定により告示する。

その関係図面は、平成24年4月13日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において 一般の縦覧に供する。

平成24年4月13日

鳥取県知事 平 井 治

路線名	区間	供用開始の期日
	日野郡江府町大字下蚊屋字三王原402-41地先から同町大字御机	
400日	字細谷744-12地先まで	平成24年4月15日
482号	日野郡江府町大字下蚊屋字三平490-1地先から同町大字御机字	十成24十4月15日
	新開661-2地先まで	

鳥取県告示第285号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる 命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月13日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域

鳥取市の一部 (別紙のとおりとする。)

(2) 期間

平成24年5月30日から同年7月17日まで

2 森林病害虫等の種類

森林病害虫等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地 上から薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常に まん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

- 5 その他必要な事項
 - (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
 - (2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに 提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業総室、東部総合事務所農林局及び鳥取市役所に備え置い て一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第286号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第16条 第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月13日

鳥取県八頭総合事務所長 山 口 秀 樹

登録番号	生産事業者 の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
八生一1	藤原直樹	八頭郡八頭町桜ヶ丘	種穂の採取並びに幼	藤原苗圃	八頭郡八頭町三浦
		1361-20	苗の育成及び幼苗以		11
			外の苗木の育成		

鳥取県告示第287号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任 し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年4月13日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

退任した役員の氏名及び住所

	_,	- ///	•	•	• • •	'
理	事	Щ	本		武	倉吉市鴨河内2520-1
J.	J	栗	原	隆	政	倉吉市鴨河内1641
J.	ı	野	儀	重	憲	倉吉市福山236
J.	ı	Щ	根	昭	浩	倉吉市石塚208-1
J.	ı	宍	戸	幸	弘	倉吉市上古川279
J	ı	蓑	原	壽	儀	倉吉市上古川83
J	ı	太	田	光	紘	倉吉市蔵内97
J.	ı	松	本	俊	_	倉吉市小鴨978
J.	ı	河	本	洋一	一郎	倉吉市小鴨149-10
J.	ı	荒	Ш	靖	之	倉吉市中河原569
J.	ı	黒	Ш	幸	人	倉吉市北野490
J.	ı	水	谷	栄之	進	倉吉市生田406
J.	ı	大	田	正	規	倉吉市丸山町566-2
J.	ı	長名	1116		稔	倉吉市西倉吉町25-15
J.	ı	水	砂	正	美	倉吉市福守町326
7	区成24年	-4月	5 F	退日	£	

就任した役員の氏名及び住所

理 事	Щ	本		武	倉吉市鴨河内2520-1
"	栗	原	隆	政	倉吉市鴨河内1641
"	野	儀	重	憲	倉吉市福山236
"	Щ	根	昭	浩	倉吉市石塚208-1
"	小	谷	義	則	倉吉市上古川312-1
"	Щ	根	清	人	倉吉市上古川317
"	太	田	光	紘	倉吉市蔵内97
"	松	本	俊	_	倉吉市小鴨978

- IJ 高 田 茂 倉吉市小鴨355-1
- IJ 荒川靖之 倉吉市中河原569
- 黒川幸人 倉吉市北野490
- 山 本 和 雄 倉吉市生田661
- 大 田 正 規 倉吉市丸山町566-2
- 長谷川 稔 倉吉市西倉吉町25-15
- 水 砂 正 美 倉吉市福守町326

平成24年4月6日就任 任期3年

鳥取県告示第288号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北条砂丘土地改良区から役員が 退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年4月13日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事 中 本 昌 隆 東伯郡北栄町下神634

平成23年7月4日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 脇 坂 正 則 東伯郡北栄町下神687

平成24年3月30日就任 任期 平成25年3月29日まで

鳥取県告示第289号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の 一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成24年4月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

河川法(昭和39年法律第167号)第67条に規定する原因者負担金の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県県土整備部河川課

課長 丸毛 裕治

課長補佐 荒西 豊

主事 村岡 伸一

3 委任期間

平成24年4月5日から平成25年3月31日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第8号

平成24年第4回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成24年4月13日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見

- 1 日時 平成24年4月20日(金) 午後4時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙の期日及び選挙期日の告示の日の決定について
 - (2) その他

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第7号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成24年4月13日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 子

- 1 日時 平成24年4月17日 (火) 午前10時~
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成24年度鳥取県教科用図書選定審議会への諮問について
 - (2) その他

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及 び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成24年4月13日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

- 1 講習の種別及び受講対象者
 - (1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可(以 下「許可」という。)を受けようとするもの((2)のイに掲げる者を除く。)を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
	平成24年5月9日	米子市上福原1266-4	八橋、米子、境港及び黒坂の各
初心者講習	午前10時から	鳥取県米子警察署	警察署の管内に居住する者
	午後3時30分まで		
	平成24年5月17日	倉吉市清谷町一丁目10	浜村、倉吉及び八橋の各警察署
経験者講習	午後1時30分から	鳥取県倉吉警察署	の管内に居住する者
	午後4時30分まで		
	平成24年5月25日	鳥取市東町一丁目271	鳥取、郡家及び智頭の各警察署
初心者講習	午前10時から	鳥取県警察本部第2会議室	の管内に居住する者
	午後3時30分まで		

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間
 - ア 初心者講習 4時間30分
 - イ 経験者講習 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

- 6 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料
 - ア 初心者講習 6,800円
 - イ 経験者講習 3,000円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。 この場合、消印しないこと。
- 7 携行品

筆記用具及び印鑑

達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政 令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年4月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 鳥取県警察本部庁舎で使用する電気の供給 供給期間総使用予定電力量 6,204,000キロワット時(夜間使用予定電力量69,000キロワット時を含む。)
- 2 契 約 方 式 一般競争入札

3 落 札 平成24年3月19日

4 落札者の名称及び所在地 中国電力株式会社鳥取営業所

鳥取市新品治町1-6

金 5 落 札 額 96,803,019円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

札 公 告 6 入 日 平成24年2月7日

札 方 式 最低価格落札方式

8 契約事務担当部局の名称 鳥取県警察本部警務部会計課

及び所在地 鳥取市東町一丁目271

雑

鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第24号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、環境 影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成したので、条例第15条の規定に基づき次のとおり公告し、当 該準備書を縦覧に供する。

平成24年4月13日

鳥取県東部広域行政管理組合管理者 鳥取市長 竹 内 功

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 鳥取県東部広域行政管理組合
 - (2) 代表者の氏名 管理者 鳥取市長 竹内 功
 - (3) 主たる事務所の所在地 鳥取市鍛冶町18-2
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業(仮称)
 - (2) 種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物 処理施設の設置及び供用に係る事業
 - (3) 規模 処理能力 約270トン/日 (現時点で想定される規模)
- 3 対象事業実施区域

鳥取市河原町山手及び郷原

4 関係地域

鳥取市河原町

- 5 準備書の縦覧の場所等
 - (1) 縦覧の場所

鳥取市鍛冶町18-2

鳥取県東部広域行政管理組合事務局生活環境課

鳥取市東町一丁目220

鳥取県生活環境部環境立県推進課

鳥取市尚徳町116

鳥取市環境下水道部生活環境課

鳥取市国府町町屋305-1

鳥取市国府町総合支所市民福祉課

鳥取市福部町細川668

鳥取市福部町総合支所市民福祉課

鳥取市河原町渡一木277

鳥取市河原町総合支所市民福祉課

鳥取市用瀬町用瀬832

鳥取市用瀬町総合支所市民福祉課

鳥取市佐治町加瀬木2519-3

鳥取市佐治町総合支所市民福祉課

鳥取市気高町浜村282-1

鳥取市気高町総合支所市民福祉課

鳥取市鹿野町鹿野1517

鳥取市鹿野町総合支所市民福祉課

鳥取市青谷町青谷667

鳥取市青谷町総合支所市民福祉課

(2) 縦覧期間及び縦覧時間

平成24年4月13日(金)から同年5月14日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。) の午前8時30分から午後5時まで

(3) その他

縦覧期間中は、次のホームページでも閲覧することができる。

鳥取県東部広域行政管理組合ホームページ「麒麟の王国」 http://www.east.tottori.tottori.jp/

6 意見書の提出期限等

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、条例第17条第1項の規定に基づき、次に定める ところにより意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

平成24年5月28日 (月) まで

なお、郵送等による場合は、当該期限までに到達したものに限り受け付ける。

(2) 提出先及び問合せ先

〒680-0052 鳥取市鍛冶町18-2

鳥取県東部広域行政管理組合事務局生活環境課

電話 0857-26-0532

ファクシミリ 0857-29-2759

電子メール assess@east.tottori.tottori.jp

(3) 記載事項等

ア 様式は自由とし、次に掲げる事項を記載して、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの 方法で提出することができる。

- (ア) 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (イ) 意見書の提出に係る対象事業の名称
- (ウ) 準備書についての環境の保全の見地からの意見
- イ 意見書を提出先に持参する場合の受付日時は、(1)の期限までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に 関する法律に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第24号)第16条第1項の規定に基づき、環境影響評価準備書の 記載事項を周知させるための説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催するので、同条第2項の規定によ り次のとおり公告する。

平成24年4月13日

鳥取県東部広域行政管理組合管理者 鳥取市長 竹 内 功

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 鳥取県東部広域行政管理組合
 - (2) 代表者の氏名 管理者 鳥取市長 竹内 功
 - (3) 主たる事務所の所在地 鳥取市鍛冶町18-2
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業(仮称)
 - (2) 種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物 処理施設の設置及び供用に係る事業
 - (3) 規模 処理能力 約270トン/日(現時点で想定される規模)
- 3 対象事業実施区域

鳥取市河原町山手及び郷原

4 関係地域

鳥取市河原町

- 5 準備書説明会の開催を予定する日時及び場所
 - (1) 日時 平成24年4月21日(土) 午後6時~
 - (2) 場所 鳥取市河原町渡一木277-1 鳥取市河原町中央公民館
- 6 問合せ先

〒680-0052 鳥取市鍛冶町18-2

鳥取県東部広域行政管理組合事務局生活環境課

電話 0857-26-0532

ファクシミリ 0857-29-2759

電子メール assess@east.tottori.tottori.jp